

令和6年 11 月

事 業 主 各位

大阪府貨物運送健康保険組合

健康保険証の廃止のご案内

平素は、組合運営に種々ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

政府によるマイナンバーカードと健康保険証の一本化を加速するという方針が示され、健康保険証の廃止について順次お知らせしてきましたが、この度、健康保険証の廃止ならびに資格確認書の詳細が下記の通りに決まりました。

大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

I 健康保険証について

1 健康保険証の廃止日・・・令和6年 12 月 2 日

廃止日以降は新たに健康保険証を発行することはできませんので、マイナ保険証の利用登録をお願いいたします。

※ 廃止日より前にお届けいただいても、処理日が令和6年 12 月 2 日以降となる場合も健康保険証の発行はされません。

2 健康保険証の経過措置期間

健康保険証の廃止後 1 年間（令和7年 12 月 1 日まで）は、経過措置期間として今お持ちの健康保険証をご利用いただくことができますが、この期間内にマイナ保険証の利用登録をしていただくようお願いします。

※ 経過措置期間中は、マイナ保険証の利用登録をしている方も健康保険証は有効です。資格を喪失した場合はご返却ねがいます。

Ⅱ 資格確認書について

1 資格確認書

マイナ保険証によるオンライン資格確認ができない方は、資格確認書を医療機関等へ提示することで保険診療を受けられます。

2 交付対象者

令和 6 年 12 月 2 日以降に資格登録され、次の理由によりマイナ保険証によるオンライン資格確認ができない方に順次発行します。

- A. マイナンバーカードを紛失・更新中の方
- B. マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して、資格確認を補助する必要がある方
- C. マイナンバーカードを取得していない方
- D. マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録をしていない方
- E. マイナ保険証の利用登録解除を申請した方
- F. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- G. マイナンバーカードを返納された方

※ A・B については本人からの申請が必要となります

令和 6 年 12 月 1 日以前に資格登録された方は、有効な健康保険証をお持ちのため資格確認書は交付されません。

3 有効期限・様式

有効期限は 1 年以内（最長でも令和 7 年 11 月 30 日まで）、はがきサイズの厚紙となります。

4 資格喪失時の返却

資格喪失した時は、資格確認書を返却してください。ただし、有効期限を経過した後に資格喪失した場合は返却不要です。

政府より健康保険証の廃止や資格確認書について新たな発表や変更点などが示されましたら、改めてお知らせいたします。

お問合せ先 適用係 Tel06-6965-4051